

# 岐阜県公報

第 五 百 五 十 五 号  
令 和 七 年 一 月 十 四 日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課)	九
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一〇
指定訪問看護事業者等の休止の届出	(同)	一〇
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	一一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	一一
土砂災害警戒区域の指定解除	(同)	一二
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一二
土砂災害警戒区域の指定	(同)	一三
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	一三
都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(下水道課)	一四

### 岐阜県告示第五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西 田 醫 院	美濃加茂市本郷町七丁目一三四番地一	令和六・一一・一
い び 薬 局	揖斐郡池田町八幡字神明ノ木二六九五二	同
ごうど調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六七	同
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八二	同
いしづ薬局	海津市南濃町太田字南条六五一三	同

たかとみ薬局	山県市高富九二七 二	同
可児かがやき薬局	可児市下恵土字中西八三五番一	同
そはら薬局	各務原市蘇原吉野町一 五二 二	同
めいじまち薬局	多治見市明治町一 五七	同
アピス薬局 みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同
スマイルかんまち薬局	飛驒市古川町上町二〇八 一	同
美濃整形外科	美濃市松森二二五 五	令和 六・二二・一
あおい薬局美濃店	美濃市松森二二五 六	同
宮川薬局 なこみ店	本巣市七五三三一九 八	同

岐阜県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期日
株式会社アンビ	東京都中央区京橋一丁目六番一号	医心館 訪問看護ステーション	関市平成通二丁目六番一八号	令和 六・二二・一

岐阜県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あわい総合診療クリニック	可児市土田二〇七〇 六	令和 六・八・三一
サワ 平 歯 科 医 院	大垣市墨俣町墨俣一八二	令和 六・九・一二
西 田 醫 院	美濃加茂市本郷町七 一三四 一	令和 六・一〇・三一
い び 薬 局	揖斐郡池田町八幡字神明ノ木二六九五 二	同
ごうど調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六七	同
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八 二	同
い し づ 薬 局	海津市南濃町太田字南条六五二 三	同
たかとみ薬局	山県市高富九二七 二	同
可児かがやき薬局	可児市下恵土字中西八三五番一	同
そはら薬局	各務原市蘇原吉野町一 五二 二	同
めいじまち薬局	多治見市明治町一 五七	同
アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同

かんまち薬局 飛驒市古川町上町二〇八一 同  
 スマイルかとう薬局 高山市岡本町一丁目一四一 同

岐阜県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

同	医療法人 聡仁会	同	各務原市蘇原柿沢町一丁目四七番地	同	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	同	グループホームさかい	同	各務原市蘇原沢上町二丁目四三番地	同	令和七・一・一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

同	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	指定年月日
同	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	指定年月日
同	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	指定年月日

訪問看護事業者  
 の主たる事務所等の所在地

訪問看護ステーション等の名称

訪問看護ステーション等の所在地

休月 日止

株式会社フアーストナース 東京都港区新橋二丁目一二番一六号

訪問看護ステーションあやめ可児 可児市川合五四三番一

令和七・一・三

岐阜県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

岐阜県告示第十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項  
の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結ん  
だ線及び標柱一号と標柱十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
（次の図に示すとおりとする。）  
瑞浪市明世町戸狩

戸狩 1・2	字岡	六二七番一 六二六番一 六二二番四 六二二番一	一号 二号 三号 四号
	字井ノ洞	九九六番一 九八一番二 九八一番四 九八一番三	五号及び六号 七号から九号まで 十号 十一号
	字水ケ手	六三四番 六三五番一 六三〇番一 六一九番一 六一〇番	十二号及び十三号 十四号 十五号 十六号 十七号
	字岡		

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事  
務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第二百七十号）のうち次の区域の  
指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法  
律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ  
り告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本都延 1	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延 2	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務  
所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第十八号）のうち次の区域の指定  
を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により  
告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
町 1	関市下之保字諏訪前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務  
所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律  
第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年  
岐阜県告示第二百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項にお

いて準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本都延1	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延2	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
町1	関市下之保字諏訪前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺洞	関市下之保字寺洞	次の図のとおり	土石流
大洞谷	関市下之保字諏訪前	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
町1	関市下之保字諏訪前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延1	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延2	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

町 1	関市下之保字諏訪前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延 1	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本都延 2	関市武芸川町宇多院本都延	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
大垣市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道（大垣処理区・平町処理区・墨俣処理区・大垣排水区）
- 三 事業施行期間  
昭和三十三年三月二十七日から  
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

令和七年一月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社